

副本

平成16年(行ウ)第497号
公金支出差止(住民訴訟)請求事件
原 告 深澤洋子外43名
被 告 東京都知事外4名

準備書面(12)

平成19年2月6日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 橋本 勇

被告ら指定代理人 中村次 良

同 貫井彩 錠

同 本多教 義

同 藤本清 孝

同 前田康 行

同 吉野正 裕

被告東京都知事及び東京都都市整備局総務部企画経理課長

指定代理人

森 田 雅



同

吉 原 信



同

井 上



被告東京都知事及び東京都建設局総務部計理課長

指定代理人

後 藤 謙



同

小 谷 健



同

玉 田 嘉



同

大 和 田 隆



同

大 坪 安 则



同

内 野 祐



同

向 山 公



被告東京都財務局経理部総務課長指定代理人

鳥 海 正 富



被告東京都水道局長指定代理人

杉 山 芳 彦



同

徳 永 宏 幸



同

藤 代 将 彦



同

牧 田 嘉



被告らは、平成18年10月17日付け原告ら準備書面(1)について、以下のとおり、反論する。

1 配水量実績に基づく都の保有水源量に係る原告らの主張について

(1) 都の保有水源量に係る原告らの認識の誤りについて

原告らは、都の保有水源量（日量623万m³）と配水量実績との単純比較を行い、最近3年間における一日平均配水量及び一日最大配水量の最も大きい平成16年（2004年）を見てもそれぞれ日量455万m³及び522万m³であるから、都においては大量の水源が余っている旨主張する（同書面第1、5、7頁7行目ないし21行目）。

しかしながら、次に述べるとおり、原告らの主張は、都の保有水源の置かれた状況を全く理解していないものであり、失当である。

既に被告ら準備書面(3)第5、3(2)で述べたとおり（同書面22頁5行目ないし14行目）、現在、都が保有する水源量は日量623万m³であるが、この中には、河床の低下などにより取水の安定性に問題がある「課題を抱える水源」が日量82万m³及び河川の流況が悪化した際には他に先駆けて取水制限を受けることとなる「不安定水源」が日量12万m³含まれており、これらの合計日量94万m³を都の保有水源量日量623万m³から控除すると日量529万m³にすぎない。しかも、この日量529万m³といえども渇水時には取水制限が行われることがあり（利根川・荒川水系における水利権が5年に1回程度の渇水を想定したものにすぎないことについては、既に被告ら準備書面(3)第5、3(3)イで述べた（同書面23頁1行目ないし16行目）。）、その全水量の取水が常に保証されているものではないことに鑑みると、清浄にして豊富低廉な水の供給を図る（水道法1条）ための水源量としては未だ不足しているのである。

(2) 配水量実績に基づく都の保有水源量に係る原告らの主張について

原告らは、一日平均配水量及び一日最大配水量の推移からすると、実水

需要に対して、都は既に十分な水源を保有しており、人口増に対応して必ずしも配水量が増えるものではなく、最近は人口増があっても配水量は次第に減少してきているのであるから、既に十分すぎる保有水源が確保されている以上、都は新たな水源を求めて本件ダムに参加する必要性は全くない旨主張する（同書面第1、4頁10行目ないし8頁2行目）。

しかしながら、既に被告ら準備書面(7)第3、2(3)ア及びイで述べたとおり（同書面14頁ないし15頁）、配水量の変動は、その年の気象条件、景気等の社会経済状況等、様々な要因によって左右されるものであるから、将来予測を行うに当たっては、原告らの主張のごとく単に人口と過去の配水量実績の推移を見れば十分というものではない。都は、人口のみならず、社会経済状況の変化など、多角的な観点から検討を行う必要があると考え、人口のほか、社会経済指標を用いた重回帰分析により、将来の水道需要を予測したところである。

また、被告ら準備書面(7)第3、3で詳述したとおり（同書面17頁下から12行目ないし23頁2行目）、現在の都の保有水源量日量623万m³に本件ダム等により今後得られる見込みの水源量日量56.9万m³を単純に加えた将来の保有水源量は日量680万m³となるが、利根川・荒川水系の利水安全度や近年の降雨状況を踏まえた水源量（被告ら準備書面(7)第3、3(1)、ウ（同書面19頁下から11行目ないし21頁図6）で定義した「利水安全度を踏まえた将来の水源量（利水安全度1／10に見合うだけの将来の保有水源量）」）は、「課題を抱える水源」の問題を解決しても日量570万m³程度であり、将来の水道需要量である日量600万m³に対して日量30万m³程度不足する状況にある。

このように都は、将来予想される水源の状況を踏まえつつ、将来の水道需要量に対応することができるよう水源開発を行っているのであり、既に十分すぎる保有水源量が確保されている以上、都は新たな水源を求めて本件ダムに参加する必要性は全くないとする原告らの主張は失当である。

2 都の水道需要予測について

(1) 過去の都の水道需要予測について

原告らは、重回帰分析などを用いた都の過去における予測値は、ことごとく過大であったと主張する（同書面第2、1、9頁8行目ないし11頁3行目）。

しかしながら、原告らの主張は、都の予測手法の合理性や都が適宜予測の見直しを行っていることを度外視し、ある年についての当初予測値が、実績値をある程度上回っていることのみをとらえた短絡的な見解にすぎない。

既に被告ら準備書面(7)第3、2で詳述したとおり（同書面5頁ないし17頁）、都における将来の水道需要予測は、都の行政全体の将来像を示す長期構想等に示される複数の基礎指標を用いて、これらを一定の客観的・合理的な算式に当てはめて多角的な観点から検証を行ったものであり、また、適正な施設整備を進める観点から、適宜見直しを行うこととしている。

具体的には、予測に際しては、予測を行う時点から概ね10年先の年を予測目標年度とし、当該年度についての予測値を設定するとともに、これまでも、予測を行った時点から予測目標年度までの間に、社会経済状況の大きな変化や都の長期構想等により将来の人口や経済成長率などの基礎指標が示された際には、その時点で得られる最新の情報を基に改めて水道需要量を予測し、適宜見直しを行ってきてている。

現行の水道需要予測についても、その信頼性、説明性を確保するため、使用水量実績を踏まえ、東京構想2000等の刊行物に公表され、かつ、誰もが入手可能な予測時点で最も信頼できる社会経済指標等のデータを用いて、合理的な手法により行ったものである。

したがって、原告らが主張するように、ある年の予測について当初の予測値と実績値とに隔たりがあったからといって、需要予測が妥当性を欠くということにはならない。

また、都は、水道事業者として、1200万人を超える都民の生活や24時間絶え間なく活動し続ける都市機能を支えていく責務を負っている。水道事業者は、こうした責務を的確に果たすため、様々な要因によって変動する需要量について、単にその平均的な量に対応すれば良いのではなく、最大需要が発生した場合でも不足なく供給することが必要なのである。このため、適切な予測手法に基づく将来の水道需要量に対応して、安定的な供給が確保されることを目指して水源の確保を図らなければならないのであり、供給不足の危険を招くことは避けなければならないのである。

(2) 現在の都の水道需要予測について

原告らは、現在の都の水道需要予測のうち生活用水を例に挙げ、重回帰分析において都が採用した説明変数「個人所得」と「平均世帯人員」は目的変数との間に何ら関連のないものであり、しかも都市活動用水や工場用水で考慮されている節水要因が考慮されていないとして、都の重回帰分析に基づく水道需要予測は全く信頼できないことは明らかである旨主張する（同書面第2、2ないし3、11頁4行目ないし14頁1行目）。

これについては、既に被告ら準備書面(7)、第3、2で述べたとおり（同書面5頁下から2行目ないし17頁14行目）、現在の都の水道需要予測は合理的なものであるが、念のため、更に説明する。

既に被告ら準備書面(7)第3、2(2)で述べたとおり（同書面7頁ないし14頁）、水道需要の予測に当たっては、使用水量を「生活用水」、「都市活動用水」及び「工場用水」の3用途に区分し、各用途の使用水量実績と関連があると考えられる社会経済指標を、都内総生産などの経済要因、事業所数などの規模要因、年次（技術革新、節水意識）に代表される節水要因に分類し、モデル式の形を構築した（なお、節水要因については、節水機器や節水意識の普及を表す公表数値等が存在しないことから、技術革新、節水意識の浸透を表す指標として、「年次」による分析・検討を行うこととした。）。

このうち、生活用水については、経済動向や世帯当たりの人員の変化、節水機器の普及など、様々な要因の影響を受けると考えられることから、指標の設定に当たっては、計画区域（区部+28市町）について政府機関等が公表した数値ないし指標の存在する以下の指標を設定した。

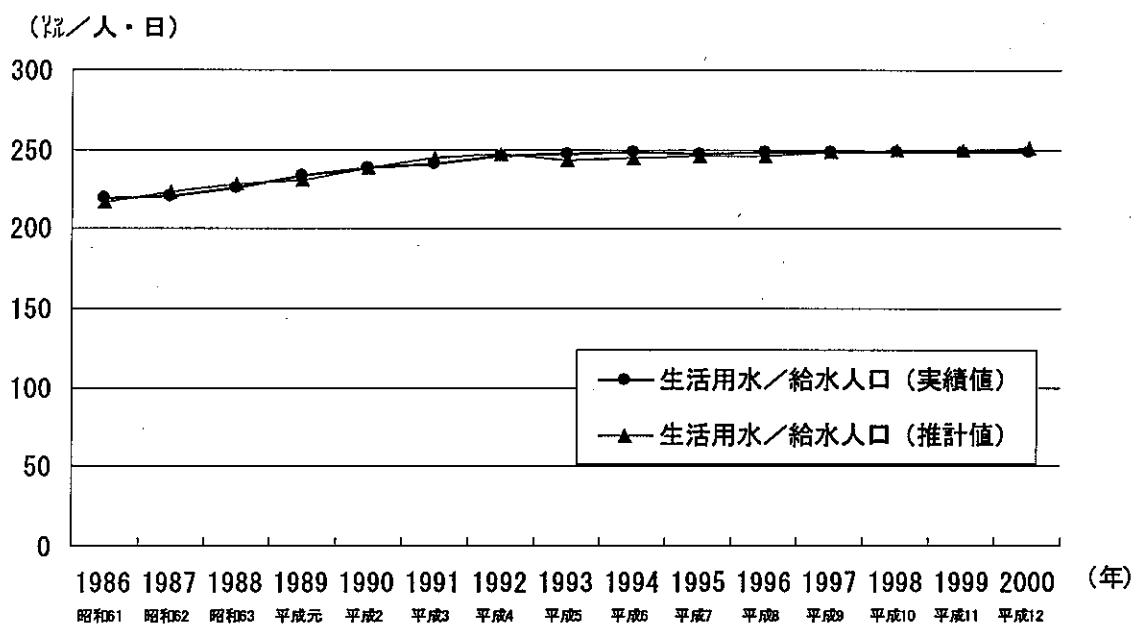
- ・経済要因：「都内総生産」、「雇用者報酬」、「雇用者報酬+家計財産所得」、「個人所得」
- ・規模要因：「平均世帯人員」
- ・節水要因：「年次」

そして、これらの指標を説明変数にして、あらゆる組合せで重回帰分析を行い、その結果と過去の実績値との適合性を比較検討した結果、生活用水については年次を説明変数として使うことは統計的適合度が低いため有効性が認められず、「個人所得」と「平均世帯人員」を用いた以下のモデル式（被告ら準備書面(7)第3、2(2)、9頁に掲載した使用水量推計式）が最も適合することが判明したので、これを採用することとした。

$$\text{生活用水使用水量} = \{ E \times P (4.14034) \times (\text{個人所得})^{0.242654} \times \\ (\text{平均世帯人員})^{-0.571423} \} \times \text{給水人口}$$

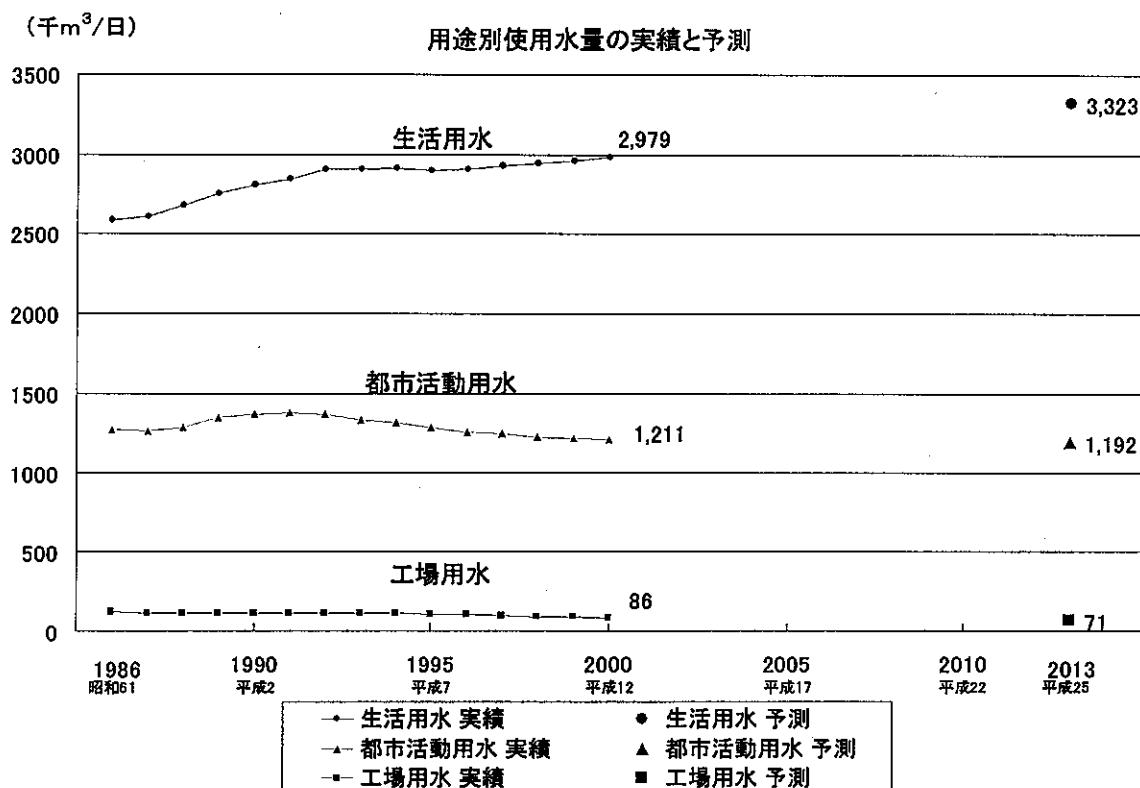
なお、予測に用いた実績期間（昭和61年度から平成12年度まで）について、採用したモデル式により算出した一人一日当たりの使用水量の推計値とこれに対応する実績値との推移をグラフ化すると図1のとおりである。

図 1 推計値と実績値の推移



また、平成 25 年度（2013 年度）における生活用水、都市活動用水及び工場用水の計画一日平均使用水量を、上記実績期間における実績値の推移と併せてグラフ化すれば、図 2 のとおりである（被告ら準備書面(7) 1 2 頁の図 2 を一部加筆の上、再掲）。

図 2



これらの二つの図から明らかなように、都が採用したモデル式は、これまでの実績を十分に説明できるものであるから、これを採用したことを見難される理由は全くない。

(3) 負荷率について

原告らは、都の設定した負荷率が近年の実績値を無視して、81%と低く見積もっているとして、それは一見明白な誤りであると主張する（同書面第2、4、14頁ないし15頁）。

その主張の根拠は、負荷率について、近年の傾向から得られる数値等を用いて負荷率を設定すべきであるということのようであるが、原告らが主張するとおりに近年の傾向のみにとらわれて負荷率を設定した場合、仮に将来、過去に発生した最低の負荷率と同様の状況に陥ったときに、安定的

な給水を行うことが困難となることは明らかである。

このようなことが生じたときは、都民の日常生活に支障を来たすだけでなく、首都東京の都市機能に重篤な影響を及ぼすことになり、既に述べた水道事業者の責務に鑑みると、許されるべきものではない。

このため、既に被告ら準備書面(7)第3、2(2)オで述べたとおり（同書面13頁ないし14頁）、都は、予測時における過去の実績期間（昭和61年度から平成12年度まで）の実績値を踏まえ、仮に将来、平均配水量と最大配水量の比率が当該実績期間内の最大値と同じ状況となった場合でも、都民生活に支障が生じたり、首都東京の都市機能が滞ったりすることのないよう、安定的に給水を行う必要があると考え、負荷率は当該実績期間の極値である最低値81%を使用することとしたものである。

原告らの主張は、これらの点についての認識を欠いており、失当であると言わざるを得ない。

3 都の保有水源について

(1) 多摩地区の地下水について

原告らは、現在使われている多摩地区の水道用地下水を今後も同程度利用し続けることに何ら問題がないとして、それにもかかわらず、都が多摩地区の地下水を水源としてカウントしないのは、必要以上に保有水源量を過小評価するものであると主張する（同書面第3、2、17頁1行目ないし18頁14行目）。

しかしながら、既に被告ら準備書面(7)第3、3(2)イで述べたとおり（同書面23頁ないし25頁）、多摩地区の地下水について、今後も地盤沈下の進行が予測されることや過去において地下水汚染物質が検出された経緯があることを踏まえ、都は将来にわたり安定的な水源と位置付けることは困難であると判断し、都の保有水源として位置付けていないのであるが、念のため、若干説明を補充する。

都における地盤沈下と地下水の状況については、「東京都の地盤沈下と地下水の現況検証について—地下水対策検討委員会検討のまとめー」（平成18年5月東京都環境局。乙第101号証及び乙第118号証）において、次のとおり報告されている。

「地盤沈下を再発させない範囲で、利用可能な地下水揚水量の検討を試みたところ、東京都における揚水量の集計データは、地盤沈下が沈静化した後のものであるため、地盤沈下体積と地下水揚水量との関係から、年間の利用可能（許容）揚水量を求めることは困難であった。」（乙第118号証13頁3行目ないし6行目）

「「多摩台地部」を中心に地表面は依然として沈下していることから、「H11設定水位」を維持すれば、地盤沈下は全く起こらないとは言い切れないことが明らかとなった。」（乙第118号証25頁11行目ないし13行目）

「平成7年以降、年間2cm以上の地盤沈下を記録した地域はなく、平成15年は12年ぶりに年間1cm以上沈下した地域がなかった。地盤沈下は沈静化傾向にある。

平成6年～平成10年と平成12年～平成16年の地盤変動量を比較すると、変動幅の絶対値は小さくなる傾向が認められる。

しかし、平成12年から16年にかけての地表面の変動量を見ると、年間5mmを超える沈下は生じていないが、「区部低地部」の一部を除いて、都内の多くの地域において年間0～3.9mmの地盤沈下が継続している。

特に「多摩台地部」においては、41観測井のうち38井で地表面の変動として沈下を記録している。」（乙第101号証45頁3行目ないし

し12行目)

「「区部台地部」及び「多摩台地部」においては、地下水位が微増から横這い傾向にあるが、(1)に示したように、深さ200m以深の洪積層が依然として収縮している。また、「区部低地部」における地下水位は着実に上昇しているが、「区部低地部」では、同じく地下100m以浅の沖積層が依然として収縮している。そのため、現行の規制を緩和すれば、地盤沈下が再発するおそれがある。」（乙第101号証46頁2行目ないし7行目）

「現時点においては、現行の揚水量を緩和すれば、地盤沈下が再発するおそれがあるので、揚水規制を継続し、現状の地下水揚水量を超える揚水を行わないことが必要である。」（乙第101号証47頁下から11行目ないし下から9行目）

また、この報告書は、区部及び多摩地区の渴水時における地下水利用について、次のとおり述べており、その基礎となる多摩地区の府中観測所及び清瀬観測所における地盤変動量と地下水位の変動についても、図3及び図4のとおり示している（なお、図3によると、平成6年及び平成8年には地盤の隆起が見られるが、このことについて、報告書は、「平成4年から平成8年にかけて、地盤は沈下から隆起に転じていたが、平成8年の渴水を境に地盤は再び沈下傾向を示している。」と述べている（乙第118号証40頁5行目ないし7行目）。）。

「渴水年は、通常年に比較して地下水位が低下する傾向にあり、大きいところでは5m程の水位低下が生じていた。こうした水位低下や渴水時における地下水揚水量の増加が認められた地域においては、平常年と比

較して地盤沈下量が増加していることから、渴水年においては、地盤沈下に配慮した地下水の利用が望まれる。」（乙第101号証46頁下から14行目ないし下から10行目）

図3 府中観測所の渴水年を含む平成4年から同9年における地盤変動量と地下水位の変動（乙第118号証40頁）

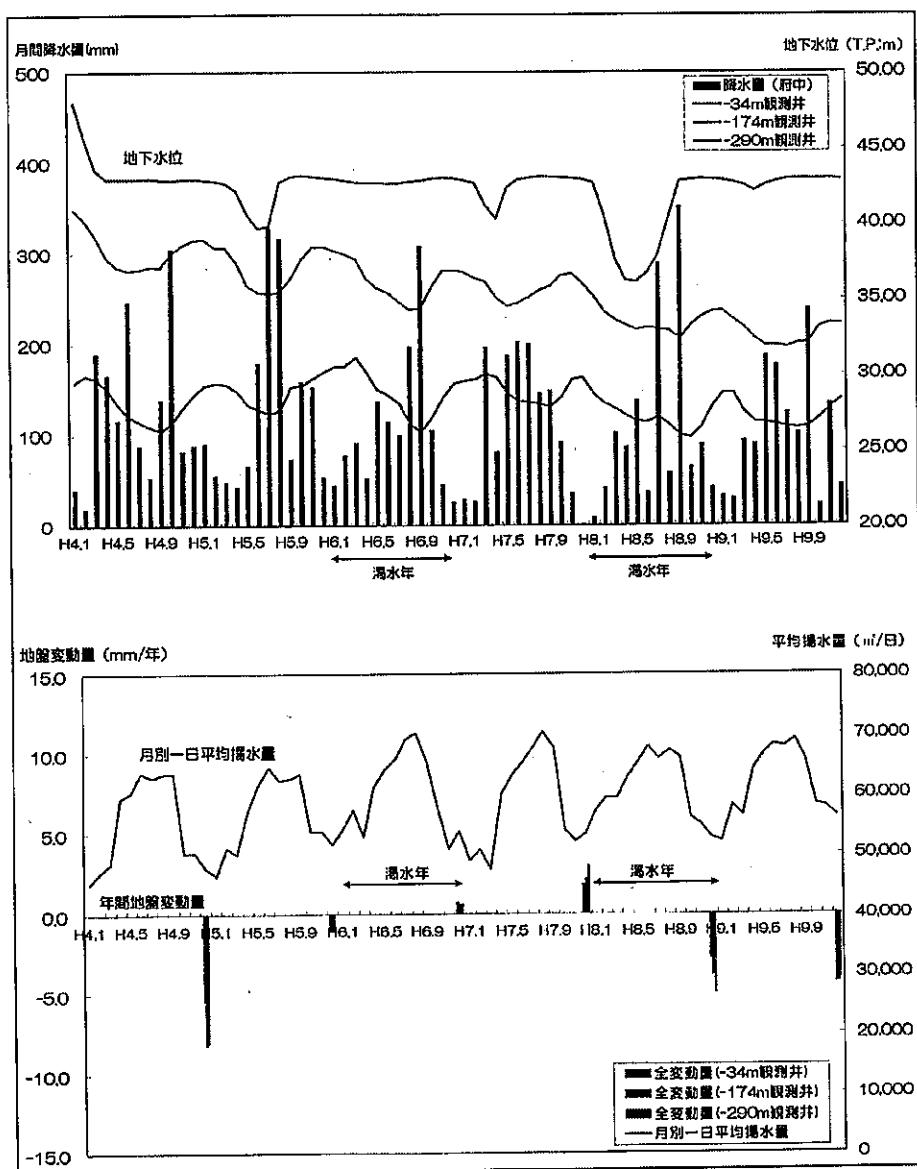
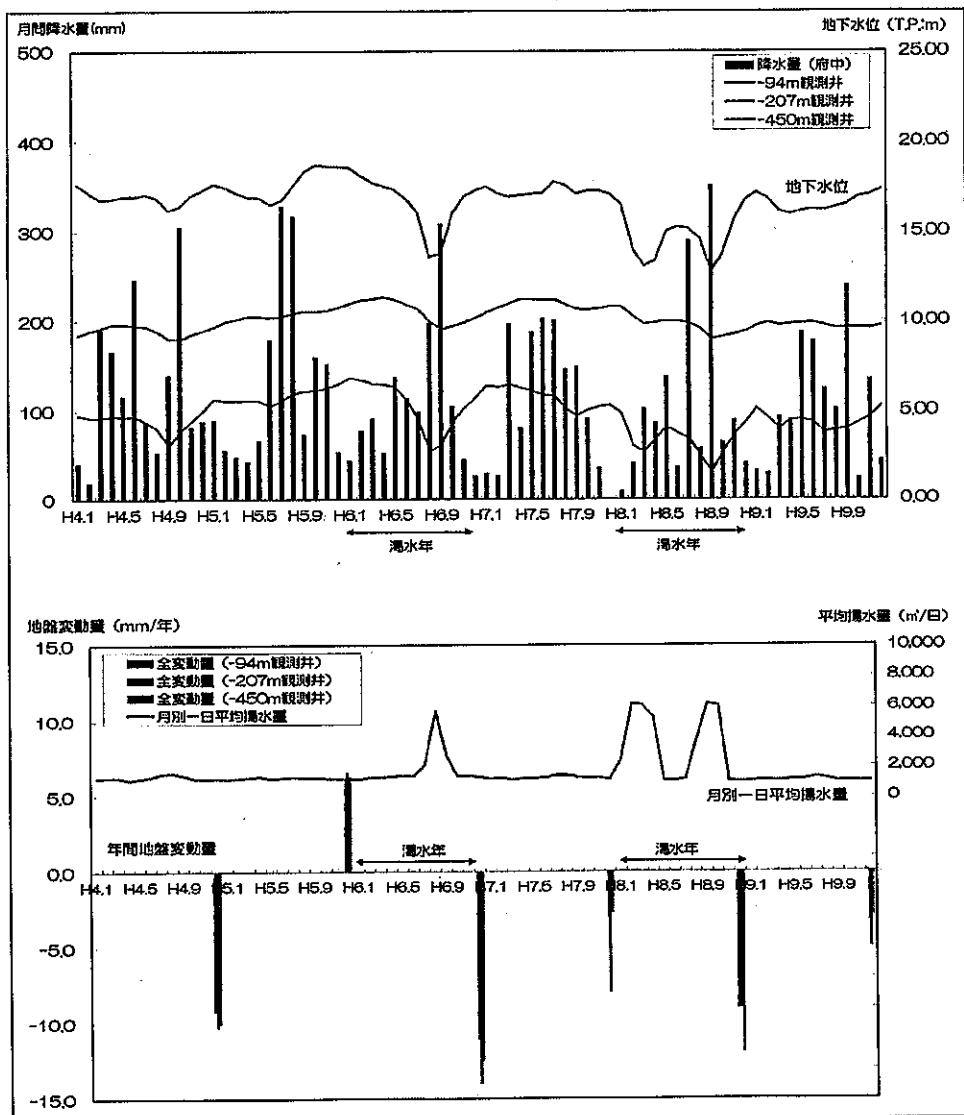


図4 清瀬観測所の渴水年を含む平成4年から同9年における地盤変動量と地下水位の変動（乙第118号証41頁）



すなわち、この報告書は、地盤沈下は沈静化傾向にあり、多摩地区の地下水位は微増から横這い傾向であるが、地表面は依然として地盤沈下が継続している状況にあり、地下水位を維持すれば地盤沈下が全く起こらないとは言い切れないし、また、地域によっては渴水年には平常年に比べて地盤沈下量が増加しているため、地盤沈下に配慮した地下水利用が必要であるとしているのであって、原告らが主張する「現在も使っている地下水

を今後も同程度利用すること」を保証するものではない。

こうしたことから、多摩地区の地下水を将来にわたり安定的な水源と位置付けることは困難であることは明らかである。

(2) 利用量率について

原告らは、実績に合わせて利用量率を98%とすべきであるとして、都是実績よりかなり小さい利用量率を使用し、保有水源量を必要以上に過小評価していると主張する（同書面第3、3及び4、18頁15行目ないし20頁3行目）。

しかしながら、都の設定した利用量率が妥当であることは、既に被告ら準備書面(7)第3、3(2)ウで述べたとおりである（同書面26頁1行目ないし27頁10行目）。

4 その他

(1) 渇水時の対応について

ア 水利用量の調整方法について

原告らは、渇水時に渇水対策連絡協議会が開催され、取水制限の進め方を決めることになった場合、同協議会は互譲の精神で運営され、取水制限は取水計画の取水量に対し制限され、水利権の水量に対して制限されるものではないから、東京都のように多くの余剰水利権を抱える水利使用者も、余剰の水利権を持たない水利使用者も、結局は同列に扱われることとなると主張する（同書面第5、1(1)、21頁下から7行目ないし22頁12行目）。

しかしながら、利根川・荒川水系における渇水時の水利用については、この協議会の関係者間において、それぞれの給水責任を果たすことができる限度内で、「互譲の精神」により渇水の都度の話し合いで決められてきたものであり、他者が有する水利権をあてにして自己の取水する権利を主張するようなことがなされているわけではない。各都県の渇水の状

況などによっては、こうした話合いが整わないことも十分考えられるのである。また、利根川・荒川水系に依存する各都県において、「余剰水利権」なるものは存在しない。

なお、国土交通省が設置した有識者による「水マネジメント懇談会提言」（平成15年7月24日。乙119号証）において、次のとおり提言されており、今後は、確保した水源量に応じた渇水調整が行われるものと認識している。

3) 渇水時における水利用調整の新たな方向性

渇水時における、互譲の精神の下で行われる水利用の調整は、地域毎のこれまでの考え方を踏まえながら、新たに、各利水者の開発水量や確保容量等の水資源開発に対する負担度合いを基本としつつ行うことが必要である。（乙119号証5頁5行目ないし8行目）

イ 都が小河内貯水池を保有していることについて

原告らは、都には利根川水系とは別に小河内貯水池等の多摩川水系という別ポケットがあるとして、渇水に対して十二分に対応できる体制を整えていると主張する（同書面第5、2(1)、23頁13行目ないし25頁末行）。

しかしながら、被告ら準備書面(5)1、(3)で述べたとおり（同書面3頁）、小河内貯水池を含む多摩川水系上流の水源量は日量98万m³であるが、これは都の将来の保有水源量である日量680万m³に含まれるものである。また、既に準備書面(7)第3、3(1)で述べたとおり（同書面21頁）、将来の保有水源量である日量680万m³について、利水安全度1／10に見合うだけの将来の保有水源量を算定すると、課題を抱える水源の課題を解決し、本件ダム等の水源を確保したとしても日量570万m³程度となり、将来の水道需要量である日量600万m³に対して不足

するのである。さらに、小河内貯水池は、集水面積が小さく、降雪量も少ないため、一度貯水量が減少すると回復しにくいという特徴があることから、運用に当たっては、このことを十分考慮する必要がある。

これらのことと踏まえれば、小河内貯水池の存在により渇水に対して十二分に対応できるとする原告らの主張は失当である。

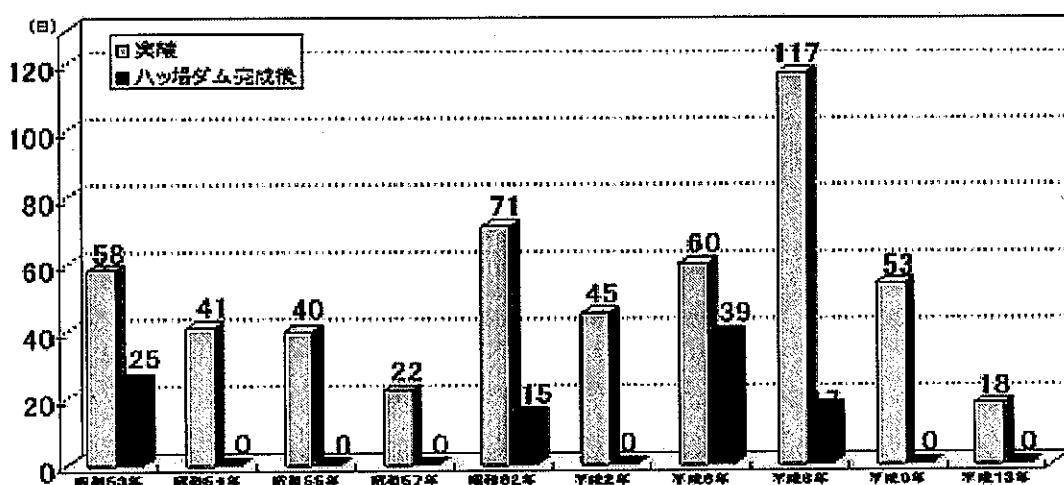
ウ ハッ場ダムが完成した場合の渇水に対する効果について

原告らは、本件ダムがあったとしても、夏期の利水容量は2500万m³であるから、本件ダムが満水であっても、渇水時の給水状況をさほど変えるものはなかったと主張する（同書面第5、2(1)、24頁11行目ないし13行目）。

しかしながら、これについては、国土交通省は、図5のとおり、本件ダムが完成していた場合の取水制限の削減効果を示しており、完成時には取水制限の発生が大幅に少なくなるものと考えられる。

図5 ハッ場ダムが完成していた場合の取水制限日数削減効果

（国土交通省ハッ場ダム工事事務所HPから抜粋）



(2) 利水安全度について

原告らは、被告らは都の整備目標は利水安全度1／10であると主張

するが、「東京水道新世紀構想—S T E P 2 1 —」（乙第104号証）において給水安全度の記載はあるが、利水安全度の記載はなく、給水安全度と利水安全度とは概念が大きく異なるものであるとして、都においては利水安全度 $1/5$ は公式には変更されておらず、本件ダムの利水上の必要性についても利水安全度 $1/5$ を基準に判断されるべきであると主張する（同書面第5、3(1)及び(2)、同書面26頁1行目ないし27頁1行目）。

しかしながら、「利水安全度 $1/5$ 」とは、国土交通省が「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」において前提としているものであり、利根川・荒川水系においては、首都圏の逼迫した水需要の増大に応えるため、国は、計画上、全国水準よりも低水準の利水安全度 $1/5$ により水源開発を進めてきたのである。原告らは、この点について完全に誤認している。

既に被告ら準備書面(8)1で述べたとおり（同書面3頁1行目ないし4頁9行目）、首都東京を抱える都の水源開発の考え方は、平成9年（1997年）5月に都水道局が策定した「東京水道新世紀構想—S T E P 2 1 —」（乙第104号証）において公表したとおり、全国レベルと同様に、せめて10年に1回程度の割合で発生する規模の渇水の場合であっても、都民生活に支障が生じないことを水源確保の目標としている。同構想で使用する給水安全度というのは、何年に1回の割合で発生する渇水まで給水制限なしで平常給水が可能であるかに着目した指標で給水レベルでの安全性を示すものであり、利水安全度というのは、取水レベルでの安全性を示すものであって、両者は観点を異にするものにすぎない。

そのため、被告ら準備書面(8)2で述べたとおり（同書面4頁10行目ないし5頁）、都は、将来の保有水源量を算定するに当たっては、国土交通省から示された利水安全度 $1/10$ における切り下げ率（減少率）

(乙第120号証) を用いたところである。

なお、既に被告ら準備書面(8)1で述べたとおり（同書面3頁下から9行目ないし4頁9行目）、利水安全度とは、取水できる水量の安全度を示すものであることから、問題は、何年に1回程度の給水制限であれば、利用者が受忍すべきであり、水道事業者としての責任が果たされたということができるかということであるが、これを本件訴訟のレベルで言うならば、水道利用者はどの程度の給水制限を受忍すべき法律上の義務があるか、水道事業者がどの程度の利水安全度を超えて水源を確保することが違法になるかということである。

水道事業者が理想とするのは、ニューヨークやサンフランシスコにおけるように過去最大級の渇水の場合にも給水制限をしなくて済むことであり、10年に1回程度発生する規模の渇水に対応できるように水源を確保するというのは現実的な目標として設定したにすぎず、それを超えて水源を確保することが違法であるという意味ではないことはいうまでもない。

その意味において、利水安全度1／5を超えて水源を確保することが違法であるとする原告らの主張は全く無意味である。

(3) 年降水量と渇水との関係について

ア 利根川上流ダム群の運用について

原告らは、近年は年降水量が小さくなる傾向がたとえあったとしても、それが直ちに渇水の頻繁な到来をもたらすものではなく、年降水量と渇水とを単純に結びつけて考えるのは短絡した思考であると主張する（同書面第5、4、27頁2行目ないし28頁4行目）。

これに対し、一般に渇水がどのような状況下で起きると考えられるのかについて、利根川上流ダム群の運用を例として説明する。

利根川上流ダム群の貯水量の年間サイクルは、概ね、国土交通省ホームページに掲載されている以下の図6「利根川ダム群の貯水量の年

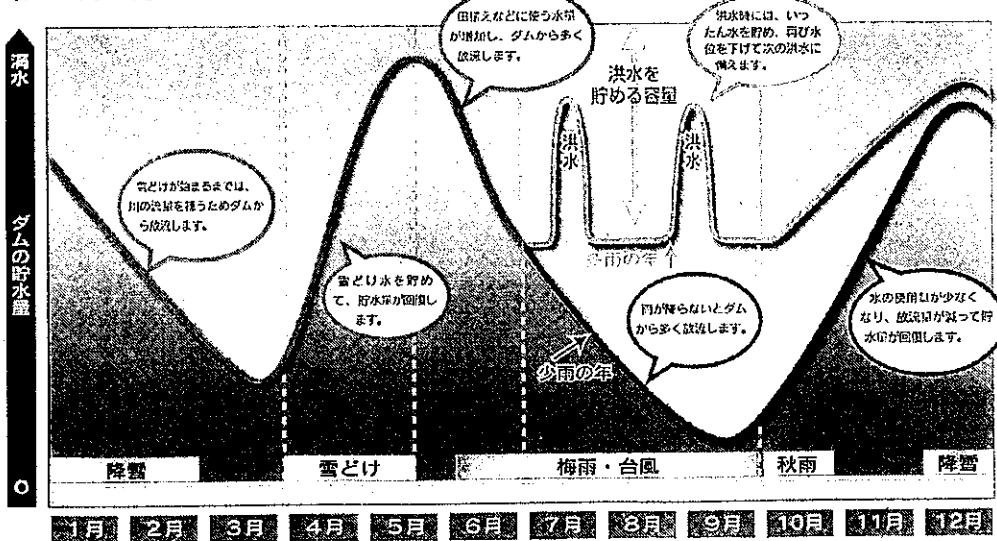
間サイクル」に示されるとおりである。これによると、12月から3月中旬までの降雪期には、山間部は積雪、また平野部は少雨傾向となり降水の流出量が減少するので、川の流量を補うためダムから放流する。3月下旬から5月までの融雪期には、雪どけ水を貯めて貯水量の回復に努め、5月下旬からは田植えなどの農業用水需要の増加に伴い、ダムから放流を開始する。7月から9月は、洪水に備えてあらかじめ貯水量を制限するが、7月から8月までは、農業用水が引き続き必要なため、降水量が少ないときはダムからの放流量が多くなり、貯水量はさらに減少する。一方、台風などで降水量が多いときは洪水を貯める容量を活用し、洪水調節を行う。その後の10月以降は、農業用水の使用量が減少し、秋雨もあるため、貯水量が増加する。

これらのことと踏まえると、渇水の発生が、基本的に降雪量や降水量の影響を大きく受けることは明白である。

図6 利根川ダム群の貯水量の年間サイクル

(国土交通省利根川ダム統合管理事務所HPから抜粋)

図利根川ダム群の貯水量の年間サイクル



イ 昭和59年と平成6年の渇水について

原告らは、被告らが提出した乙86号証（図7「利根川流域（栗橋上流域）の年降水量の経年変化」）について、昭和59年（1984年）や平成6年（1996年）の状況などに触れているので、これらの年における貯水量と降水量の関係図（図8「昭和59年の貯水量と降水量の関係」及び図9「平成6年の貯水量と降水量の関係」。いずれも被告らが作成）を以下に示しておく。

図7 利根川流域（栗橋上流域）の年降水量の経年変化（乙第86号証の一部を再掲）

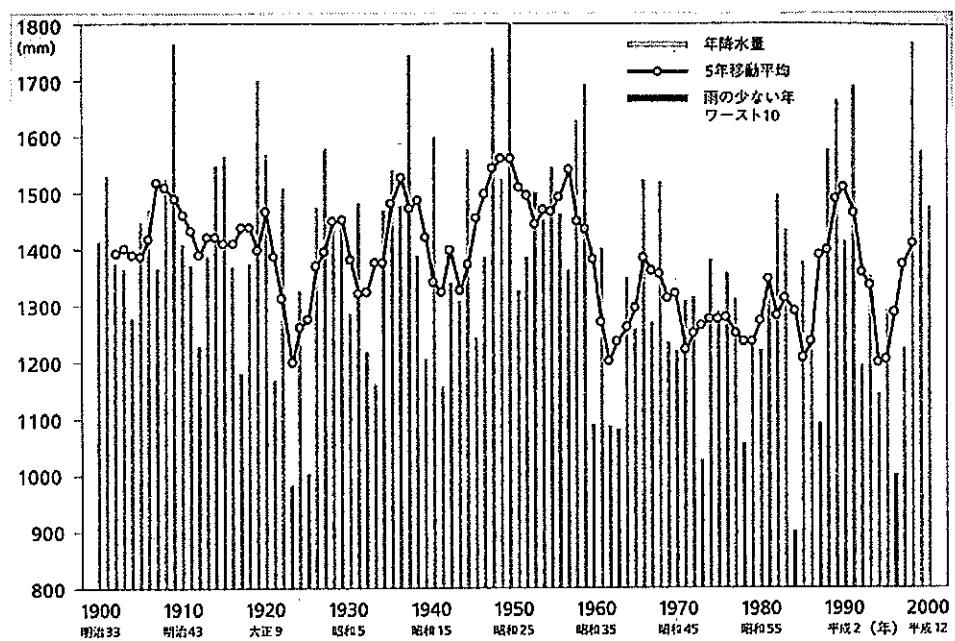


図8 昭和59年の貯水量と降水量の関係

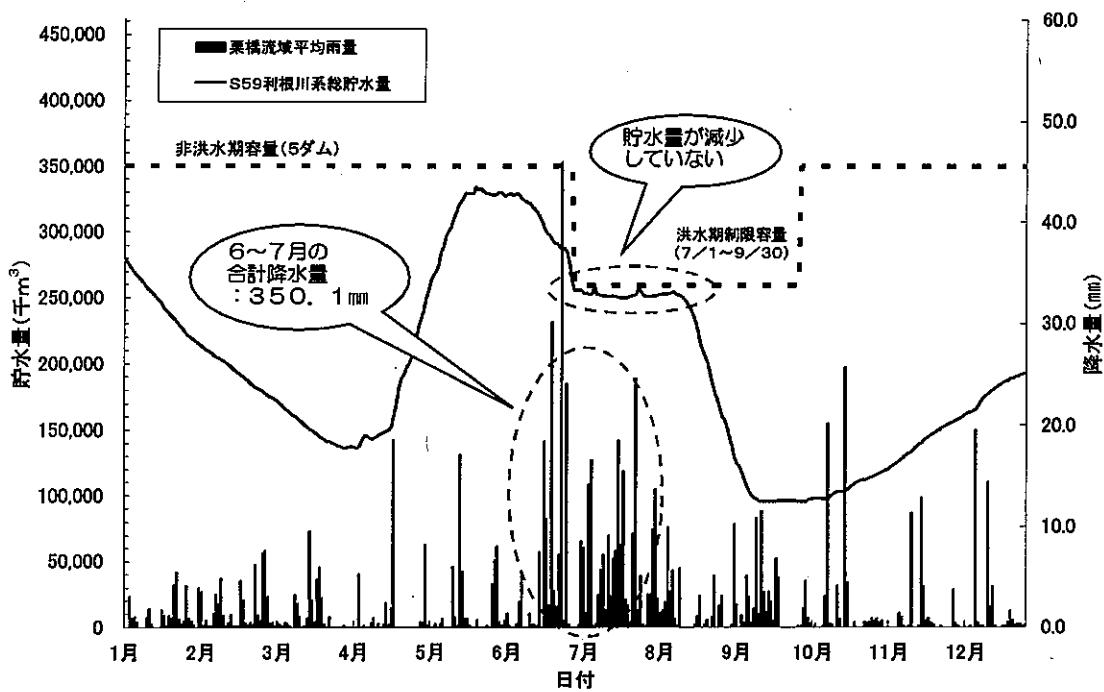
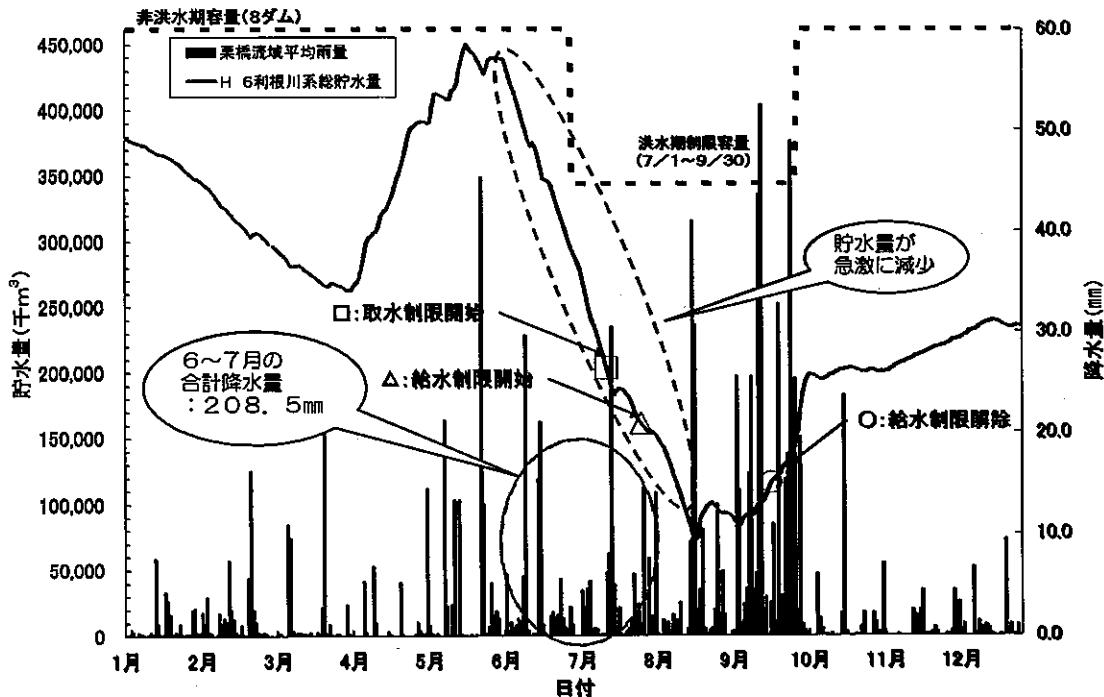


図9 平成6年の貯水量と降水量の関係



これらの図によると、昭和59年（1984年）の年間降水量は極めて少なかったが、需要が増大する6月から7月にかけてたまたま降水量が多く、貯水量が減少しなかったために取水制限が行われなかつたものであり、一方、平成6年（1994年）では同時期の降水量が少なく、貯水量が大きく減少してしまったため、取水制限を行わざるを得なかつたことが窺える。

したがって、年間（特に冬期）降水量が少なく、かつ、6月から7月にかけての降水量が少ない場合には、夏期における水道需要の増大に対処しきれないことが容易に予測されるのであり、近年の気象の変化からは、そのような可能性を否定できない状況となっている。

原告らの主張は、たまたま、危機的な状況にあったときに降雨のあった過去の体験から、楽観的な予測をすべきであるということであり、「悲観的に準備し、楽観的に対処する」という危機管理の大原則に反するものである。